

養護教諭による朝の校内巡視に関する実践研究

斉藤 ふくみ*・木下 正江**

(2009年9月15日受理)

A Practical Study of the Morning Inspection in the School by a Nurse-Teacher

Fukumi SAITO and Masae KINOSHITA

キーワード: 養護教諭, 校内巡視, 環境衛生

要旨

本研究で取り上げる校内巡視は、養護教諭が実践している活動の中でもきわめて日常的な活動の一つである。それにもかかわらず、これまで、実践事例を通して校内巡視の持つ意義を深く掘り下げる研究は行われてこなかった。そこで、本研究は、朝の校内巡視に着目し、実践にこめられる養護教諭の教育的願いや養護の本質に迫ることを目的として、参与観察を行ったので、報告する。

I はじめに

養護教諭は「養護をつかさどる」教職員として学校に配置されている。「養護」は、1972年保健体育審議会答申（以下「保体審」）の「すべての児童生徒の保健および環境衛生の実態を的確に把握して、心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたる」との記述から、学校におけるすべての児童生徒の健康を支援・増進するための活動と解釈される。養護活動は幅広く、養護教諭は主として保健管理と保健指導を通じて行っている¹⁾。本研究で取り上げる校内巡視は、養護教諭が実践している保健管理活動の中でもきわめて日常的な活動の一つである^{2) 3) 4)}。校内巡視に関する研究・報告には、学校長の立場からの報告⁵⁾がみられるものの、養護教諭についてはこれまで実践事例を通して校内巡視の持つ意義を深く掘り下げる研究は行われてこなかったように思われる。子どもが学校で生活するということは、

*茨城大学教育学部教育保健学教室（Department of Education Health, College of Education, Ibaraki University, Mito, Japan）

**水戸市立第一中学校（The First Junior High School in Mito）

生徒玄関、廊下、教室、体育館、運動場、音楽室などの特別教室、トイレ、水飲み場、プールなど、子どもが行動する空間すべての空気、気温、湿度、気流、粉じん、騒音、照明、座席、カーテン、飲料水などのあらゆる環境要因の影響を受けている。これらは物理的、化学的環境因子である。さらに学校は集団で生活を送っているため、人と人との関係は社会的な環境因子であり、カヤハエや新型インフルエンザにみられるウイルスや病原微生物は生物学的な環境因子である。このように子どもは学校の中で、様々な環境因子にさらされて生活している⁶⁾。上述の保健審における「すべての児童生徒の保健および環境衛生の実態を的確に把握し」に示される、子どもの生活空間の環境の実態把握を担う「校内巡視」は、「養護」の根源的な働きであり重要な意味を持つ。そこで本研究は、朝の校内巡視に着目し、実践に込められる養護教諭の教育的願いや養護の本質に迫ることを目的として、参与観察を行ったので報告する。

II 対象および方法

2008年10月10日(金)に、筆者がI県内公立A中学校で行われたB養護教諭による朝の校内巡視の実践を参与観察した。時間は午前6時30分～7時30分である。分析の手順は、校内巡視のプロセスを整理し、養護活動過程に視点をおいて検討した。さらにB養護教諭のこれまでの校内巡視実践でのエピソードを語ってもらい、エピソード分析⁷⁾を行った。

III 結果および考察

1. 朝の校内巡視のプロセス

| | |
|--|---|
| <p>B養護教諭が毎日実践している朝の校内巡視のプロセスは表1のとおりである。</p> <p>表1 朝の校内巡視のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健室の水道の蛇口を開ける ② 職員室のお湯を沸かす ③ 渡り廊下の窓を開ける ④ 各階の流し台の清潔を点検する ⑤ 防火用設備の中および消化器の点検をする ⑥ 各階のトイレの清潔を点検する ⑦ 階段の点検をする ⑧ 通用門の床の金網を点検する ⑨ 生徒玄関の下駄箱を点検する ⑩ 非常口の非常灯を点検する ⑪ 記録票(図1)から連絡票(図2)へ転記する ⑫ 朝の職員朝会で関係者へ連絡票を配布する | <p>①保健室の水道の蛇口を開けて水が流れる状態にする。これは、校内巡視後に水質検査をするための準備である(水質検査)。</p> <p>②職員室のお湯を沸かす。これは、先生方が出勤後すぐにお茶を飲めるようにという配慮である(養護教諭の願い)。</p> <p>③管理棟から教室棟に向かう渡り廊下の両側の窓を開ける(換気)。ここには、生徒をきれいな空気の校舎に迎え入れたいというB養護教諭の願いが込められている(養護教諭の願い)。</p> <p>④教室棟の各階の流し台が清潔に保たれているか点検する(清</p> |
|--|---|

潔)。ここには、生徒が気持ちよく 流し台を使用してほしいというB養護教諭の願いがある(養護教諭の願い)。⑤防火用設備のドアを開けて点検および消化器に異常がないか点検する(安全点検)。これは、生徒が中にゴミを入れ込んだり、消化器にいたずらなどがされていないか確認するためである。生徒の心が荒れていたり、すさんでいると、このような場所に異常を発見することが多いためである。⑥各階のトイレの個室を一つずつ点検する(トイレの清潔)。ここには、B養護教諭のトイレを朝から気持ちよく使用してもらいたいという願いがこめられている(養護教諭の願い)。⑦階段を点検する(安全点検)。階段に危ない箇所はないか、ゴミはないかなどをチェックする。⑧通用門の床の金網にゴミが落ちていないか点検する(校舎の清潔)。⑨生徒玄関の下駄箱を点検する(校舎の清潔)。B養護教諭は下駄箱がいじめの発見につながる場として捉えており(エピソードで後述)、注意深く、異常がないか点検する(養護教諭の願い)。⑩非常口の非常灯が切れていないか点検する(安全点検)。⑪記録票(図1)から連絡票(図4)へ転記する。⑫朝の職員朝会で関係者へ連絡票を配布する。

以上①～⑫までのプロセスをおよそ1時間かけて行っている。学校保健安全法(2009年4月1日施行)第5条では「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定されている。さらに第6条では「文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保持する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。」と規定されている。第6条に示された「学校環境衛生基準」は、これまで文部科学省スポーツ・青少年局長通知であったが、この度の法改正により告示に引き上げられた⁸⁾。学校における環境衛生検査は、学校保健安全法施行規則に定められており、定期検査(規則第1条)、臨時検査(規則第1条の2)、日常検査(規則第2条)に分けられている。定期検査は、学校薬剤師が実施主体となり、養護教諭はじめ教職員が協力するものであり⁹⁾(臨時検査も準ずる)、日常検査は、学校長の指導のもと全教職員で担当するものである。教室の環境衛生は、主として学級担任と教科担任が担当し、養護教諭は協力や助言をするとともに、教室外の環境衛生を担当する場合が多い¹⁰⁾。B養護教諭の実践する朝の校内巡視には「学校環境衛生基準」の「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」に該当するものであり、換気、温度、飲料水の水質、飲料水等の施設・設備、学校の清潔等の項目が含まれている。B養護教諭の実践する朝の校内巡視は、登校した生徒たちがその日一日を清潔感のある快適な環境で学校生活を送ることを保障することにより、疾病・傷害から生徒を守り、心身の発達を促し、健康の保持増進を図ること、そして、学習能率の向上を図ること、さらに生徒の豊かな情操を陶冶するという学校環境衛生の目的¹¹⁾達成のために直接つながる実践である。なお、養護教諭による校内巡視は、始業前、授業中、給食時間、清掃時間、授業後¹²⁾などどの時間帯に設定してもよく、またどこに重点をおくかは、各学校の裁量にまかされている。B養護教諭は1日の学校生活のスタート時点で環境衛生の重要性を価値づけているものと推察される。また、B養護教諭の実践の中には安全点検も含まれる。2008年1月中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための学校全体として取組を進めるための方策について」において『子どもが育つ環境が安全なものとして整えられること』が答申の基本的考えの第一に提示されている。この答申を受けて改正さ

校内巡視の記録 (平成20年度)

月 日 ()

管理棟 (1棟)

※ 巡視時間 7:00

| 1階 | | 2階 | | 3階 | | 4階 | | 手洗場 1階 | コメント (木下) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|--------------|
| 男子用 | 女子用 | 男子用 | 女子用 | 男子用 | 女子用 | 男子用 | 女子用 | | |
| □ | ■ | □ | □ | □ | ■ | □ | ■ | ●●● ●● | |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | | |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | | |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | | |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | | |

教室棟 (2棟) (※ ケ 蛍光灯, ヒ 非常灯, TP トイレトペーパー, セ 石けん, ビ ビニール袋, ● 水栓)

| 階 | 西トイレ (豊田) | | 西 手洗場 | 中央 手洗場 | 東トイレ (豊田) | | 東 手洗場 |
|----|-------------|-------------|----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| | 男 | 女 | | | 男 | 女 | |
| 4階 | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● | ●●●●● | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● |
| 3階 | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● | ●●●●● | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● |
| 2階 | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● | ●●●●● | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● |
| 1階 | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● | ●●●●● | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | ●●●● |

図1 校内巡視の記録



図2 渡り廊下の窓



図3 男子トイレ

校内巡視の結果をお知らせします

_____月 _____日

(1) トイレ

(教室 管理) 棟 (1 2 3 4) 階 (東 西 男 女)

- ・大便器 《 黄ばみ 汚れ 破損 便器蓋のはずれ その他 _____ 》
- ・小便器 《 黄ばみ 汚れ 破損 便器蓋のはずれ その他 _____ 》
- ・床 《 汚れ 綿埃 洗剤の残り ゴミ その他 _____ 》
- ・手洗い場 《 ゴミ ステンレスの汚れ 詰まり その他 _____ 》
- ・ゴミ箱 《 ビニール袋なし たまったゴミ 破損 その他 _____ 》
- ・汚物入れ 《 容器汚れ たまったゴミ 破損 その他 _____ 》
- ・外入口 《 鍵の不具合 破損 その他 _____ 》
- ・個室入口 場所 (入口から 番目) 《 鍵の不具合 破損 その他 _____ 》
- ・外流し 《 ゴミ ステンレスの汚れ 詰まり その他 _____ 》

(2) 手洗い場

(教室 管理) 棟 (1 2 3 4) 階 (東 西 中央)

- ・石けん補充してください (個)
- ・ステンレスの汚れ
- ・不要物撤去 《 植木鉢 その他 _____ 》

(3) 非常灯

(教室 管理) 棟 (1 2 3 4) 階 (東 西)

- ・点滅,消灯 (個)
- ・破損

(4) 階段

(教室 管理) 棟 (1 → 2 → 3 → 4) 階 (東 西)

- ・ゴミ (綿埃)
- ・破損
- ・その他 _____

図4 連絡票

れた学校保健安全法は、名称に安全が入ったこと、学校安全関係の規定が第3章として独立し5カ条加わったことが大きな改正点である¹³⁾。同法第28条の学校環境の安全の確保について養護教諭は、全教職員に協力・連携しながら役割を果たすことが一層求められている。

2. 養護活動過程の検討

養護教諭が養護実践を展開する際は、養護活動過程¹⁴⁾に基づいて行われている。養護活動過程は、「1. 状況の把握、緊急度の判断」→「2. 目標の選定」→「3. 計画と実施」→「4. 評価」の段階を経る。B養護教諭の朝の校内巡視を養護活動過程に沿って整理してみると図5のようにまとめられる。

「1. 状況の把握」から「4. 評価」へ至るプロセスは、評価で得られた課題や問題点は、再び「1.」へ戻るサイクルをたどっている。B養護教諭の朝の校内巡視における「4. 評価」は、短期的評価では目標の達成状況の評価であり、長期的評価では生徒の変容や職員の意識の変容があげら

れる。なお、10月10日付けの短期的評価は、「トイレの汚れている箇所の改善」「臭気の対策」「非常灯が切れている」の3点が指摘され、迅速に改善（関係者への連絡）が図られた。また長期的評価においては、B養護教諭によれば、現任校に着任して朝の校内巡視をはじめて4年が経過してようやく「トイレをきれいにする」という全校生の意識と行動の変容がみられるようになったと評価している。

また、養護活動を支えるのはB養護教諭の生徒に対する願いや学校への願いなど、生徒観、教育観である¹⁵⁾。B養護教諭の願いは上述の朝の校内巡視のプロセスから、物理的要素と心理的要素の2方向を捉えることができる（図6）。そしてこの2つの要素は、生徒がよりよい環境で心身とも健康に成長してほしいという最終的には人間形成へつながる思いであり、B養護教諭の養護実践の核となっていると推察される。

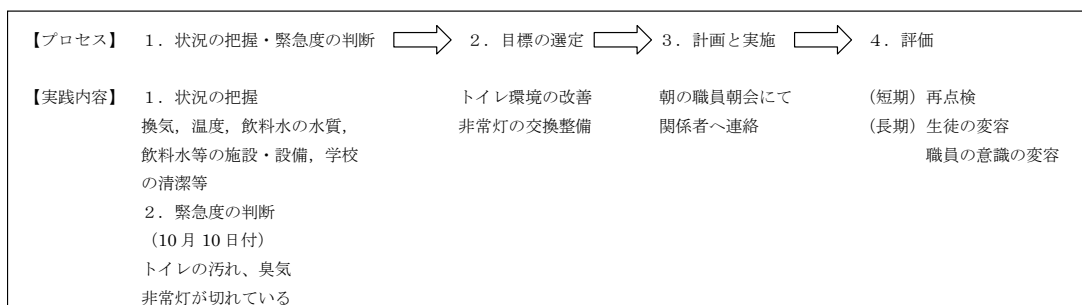


図5 朝の校内巡視における養護活動過程

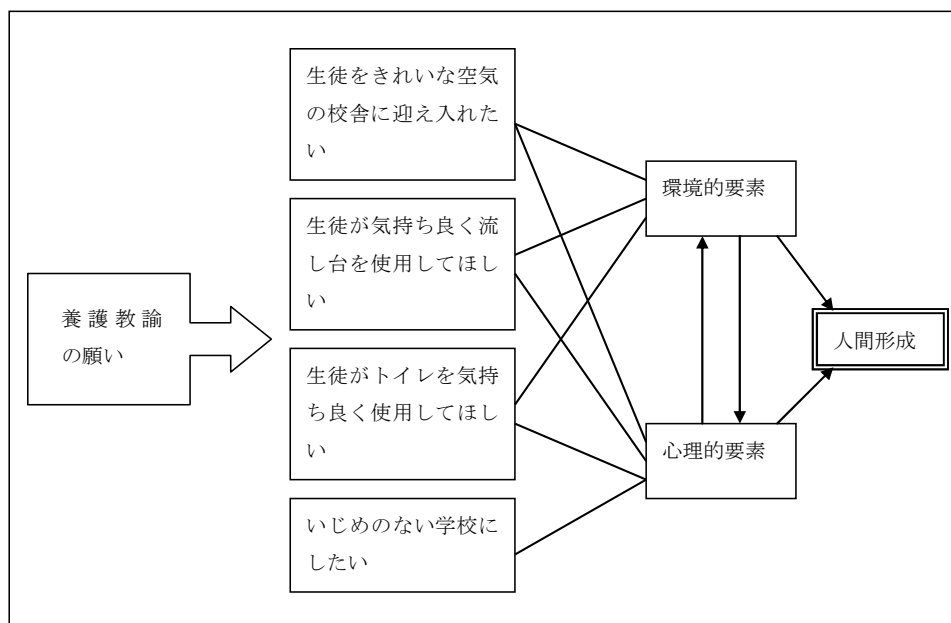


図6 朝の校内巡視に込められるB養護教諭の願いの構成

3. エピソード分析

B養護教諭がこれまで朝の校内巡視を実践するなかでいくつかのエピソードがある。その一つをまとめた（表2）。ここで語られているのは、朝の校内巡視に出会った生徒が「非常口にさっと隠れ

た」という行動を目撃してB養護教諭がどう判断し対応したかについてである。生徒がさっと隠れた場面に出くわした養護教諭としてこの行為をどのように考え対応するかがその後の生徒の成長や生き方に大きく影響する重要な場面であると思われる。B養護教諭は隠れた姿をみて「何とかわいそうなんだろう。気の毒なんだろう。この子を救ってあげたい」ととっさに思ったそうである。さらに「この子に安心できる場を与えたい」「安心できる大人がいることを知らせたい」と心から願ったということである。もし仮に「何してるんだ!」と頭ごなしに叱責したり、批判していたら、この生徒はどうであったろうか。逃げ出したり、嘘をついたりしただろうとB養護教諭は想像する。「これは何かあるぞ」とピンときた瞬間に、どうすればこの生徒の心を開いてよい方向へこの子の気持ちを持っていくことができるか、そのためには最初の声かけとタイミングが非常に難しいことであり、重要であるとB養護教諭は述べている。むしろ明るく、「どうしたの?」と友達になろうという気持ちで子どもに声かけしていくことで、この生徒はふっと我に返ったのであろうと推察される。このような対応は、B養護教諭が長い年月をかけて様々な経験の中から、子どもから教わったと語っている。朝の校内巡視のちょっとした出会いの場面であった。この中にはB養護教諭の生徒のつまづきを認めつつ、そこから回復を目指す人間回復、人間形成の意味を持った対応であった。この生徒がB養護教諭とこの朝出会ったことが、その後の人生でかけがえのないものになったことを思わずにはいられない。このエピソードから私たちは多くのことを学ぶことができる。生徒にとっては、この朝B養護教諭に出会って声かけしてもらえなければ、まったく違った状況に置かれたり、その後の生徒の人生にも大きな影を落とすことになったかもしれないことは想像に難くない。そういう意味でも重要な瞬間であった。

表2 エピソード

4年くらい前の校内巡視で、あれは7時ちょっと前でした。部活の生徒が来るのは7時20分ですからかなり早い時間です。その時間に私は、1年と2年の昇降口に巡視に行きました。そうしましたら、非常口のところにさっと隠れた子がいたんです。男の子です。小柄な。何を持っているのかなあとのぞいてみたら、靴を持ってたんです。「どうしたの?」って聞いたら、もじもじよっとはじまって、そして、「持っているのをこっちへ持ってきてごらん」って言ったら、靴を持ったまま出てきたんです。「どうしようとしたの?」って言ったら、「隠そうとした」って言ったので、「そういうことをすると、あとで結局苦しい思いをするよ」「自分をせめることになるよ」「事情はいろいろあるだろうけれども、そういうことではなく、話し合いとか別の方法で解決しようね」ということを言いました。それは担任の先生も誰も気づいていなかったことでした。朝が早かったし、前にも隠したことがあったみたいなんだけれども、隠された子も先生に言わなかったみたいです。この日わかって、その子を担任の先生が指導してくれてそれっきり収まったということがありました。ピンときたんですね。隠れ方が人目を避けるという雰囲気だったので、これは何かあると思ったし、このまま見過ごしてしまうよりは声かけて、友達になってしまおうというのがまずあったので、「どうしたの?」「何持ってんの?」「持って出ておいで」っていうことを言いました。そうしましたら、素直に出てきて、隠そうとしたことを話しました。「担任の先生に申し訳ないけどお話するよ。担任の先生に必ず相談してね」ということで解決につながっていきました。

IV まとめ

養護教諭は学校の中で唯一の児童生徒の心身の健康を保持増進するための専門性を有した教職員である。養護教諭の実践は、健康診断、救急処置、健康相談活動、環境衛生、保健指導など多岐にわたる。それら一つひとつの実践は、養護教諭の願いを核として創出される養護実践の目標達成に向けて養護活動過程のサイクルの沿って展開されている。

本研究では、これまで取り上げられることの少なかった校内巡視に着目してA中学校におけるB養護教諭の実践を検討した。その結果、以下の諸点を確認した。

1. B養護教諭が毎日実践している朝の校内巡視は、学校保健安全法に規定される「学校環境衛生基準」の「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」に該当し、内容は換気、温度、飲料水の水質、飲料水等の施設・設備、学校の清潔等の項目が網羅されていた。これらは、その日一日を生徒・職員が健康に過ごすために行われる学校環境衛生の目的に合致する実践である。
2. B養護教諭の朝の校内巡視は、養護活動過程に沿って行われており、サイクルを形成していた。さらに評価は短期的評価と長期的評価の両面にわたって行われていた。
3. B養護教諭の養護実践を支える核となるものは、生徒がよりよい環境で心身ともに健康に成長してほしいという人間形成につながる思いであり、「養護」の本質として捉えられた。
4. エピソード分析より、生徒の行為からその生徒のつまずきを察知して、つまずきからの回復を図るB養護教諭の対応の意味を確認した。

謝辞

最後に、B養護教諭による朝の校内巡視の参観をご許可くださいましたA中学校校長先生はじめ職員の皆様に心より感謝申し上げます。

文献

- 1) 堀内久美子「第2章養護教諭の専門性」大谷尚子・中桐佐智子編『新養護学概論』(東山書房, 2009), 29.
- 2) 杉浦守邦監『養護実習』(東山書房, 1984), 28.
- 3) 尾花美恵子他『養護教諭のための教育実習マニュアル』(少年写真新聞社, 2005), 13.
- 4) 小川浩子「第6章養護教諭の執務計画と保健室経営」大谷尚子・中桐佐智子編『養護実習ハンドブック』(東山書房, 2009), 78.
- 5) 多田三重子「問われる校長のリーダーシップ」『知識』, 103, 1990, 80-85.
- 6) 小泉明『環境と健康』(大修館書店, 1977), 23.
- 7) 鯨岡峻『エピソード記述入門 実践と質的研究のために』(東京大学出版会, 2007).

- 8) 日本学校保健会『学校保健の動向 平成 20 年度版』(勝美印刷株式会社, 2008), 132.
- 9) 日本学校保健会『学校環境衛生マニュアル「学校環境衛生の基準」の理論と実践』(勝美印刷株式会社, 2004), 2.
- 10) 杉浦守邦監『養護教諭の職務』(東山書房, 1982), 329.
- 11) 茨城県養護教諭会『養護教諭実務の手びき 2000』(川田プリント, 2000), 46.
- 12) 前掲書2), 212.
- 13) 杉浦守邦「新学校保健法(学校保健安全法)に期待する」『日本健康相談活動学会誌』, 4(1), 2009, 1.
- 14) 前掲書1), 55.
- 15) 前掲書1), 60.

Abstract

In this study, the researcher took a routine inspection in school as part of the daily activities of nurse-teachers. As it is a daily activity, no one is almost there to examine the significance of the inspection by verifying the practical cases. Significant attention was given to the morning inspection in school by a nurse-teacher. The researcher then participated in the activity for observation to confirm the educational wishes in the activity and grasp the essence of protective cares. The result is this.